

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 美和地区 (西ヶ谷・内牧(上・東・中・下・清地)・下与左衛門新田・安倍口新田・中ノ郷・上与左衛門新田・小塚ヶ谷・遠藤新田・原田、諸川・八十岡・神明原・舟沢・敷地・栗島・相沢・谷沢・口長島・奥長島・油山下・油山橋本・油山上・松野第一・松野第二・松野第三・津渡野) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

美和地区の平坦地においては、概ね耕作が行われているが、山間地においては耕作放棄地が目立つ状態となっている。平坦地、山間地ともに農業者の高齢化が進んでいるほか、後継者についても見込まれない耕作者が多く、地域農業の将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、小規模の基盤整備の実施について地域全体で検討していく必要がある。

また、令和4年9月の台風被害を受け、土砂崩れによる農業の廃止や排水の不備が未だに続いているため、農業経営へ悪影響をもたらしている。

【地域の基礎データ】認定農業者:52経営体(個人48経営体、法人4経営体) 主な作物:茶、いちご、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進し、農業法人等の企業参入を視野に入れつつ、地域農業を担う担い手を地域内に限らず確保していくことで美和地区の生産基盤の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 360.89 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 281.92 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 玉川地区 (中沢・桂山・唯間・上助・奥の原・森腰・長熊・柿島・長妻田・油野・上落合・口仙俣・奥仙俣・平瀬・川島・大和・内匠・腰越・大沢・横沢) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

玉川地区は農業者の高齢化が顕著であり、担い手の数も限られ、地域農業の将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。中山間地域に位置する地区でもあり、平坦な農地が限られるが、一部地域で実施された基盤整備事業も活用しながら、茶を中心に生産を行っている。一方、集落から離れた場所については、荒廃してしまった農地も存在する。

【地域の基礎データ】認定農業者:4経営体(個人4経営体、法人0経営体) 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

玉川地区で生産されている茶の生産体制や生産基盤を維持するため、地域の農業を担う担い手を地域内に限らず確保していく。

また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集約の可能性を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 201.95 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 167.72 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、平地の造成や道路整備などを進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 井川地区 (西・門間・薬沢上・薬沢下・中野上・中野下・閑蔵・田代・小河内・大島・中山・上岩・口坂本・開拓・曙・西山平) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の最北部に位置する井川地区においては、農業者の高齢化や後継者不在といった課題が顕著であり、担い手や新規就農者の確保・育成は喫緊の課題である。

このため、地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、粗放的管理の実施等について、地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者:1経営体(個人1経営体、法人0経営体) 主な作物:茶、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

茶の生産が盛んに行われてきたが、現在では夏季に冷涼な気候である井川地区の特性を生かした高原キャベツやトウモロコシなど露地野菜の生産が行われているため、これらの振興を図りつつ、地域の農業を担う担い手を地域外からも必ず確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 258.33 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 86.43 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩井川地区では古くから茶の生産が盛んに行われてきたが、現在では高原キャベツやトウモロコシなど野菜類の生産も行われている。それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 藁科地区 (牧ヶ谷・産女・吉津・飯間・小瀬戸・西又・山崎新田・千代・慈悲尾・建穂・羽鳥第一・羽鳥第二・羽鳥第三・羽鳥第四上・羽鳥第四下・羽鳥第五上・羽鳥第五下・羽鳥第六・羽鳥第七・新間一~四・谷津・大原・水見色・富厚里・奈良間・富沢・小布杉) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

藁科地区においては、平坦な農地がみられるほか山間部では河川や道沿いに位置する農地を中心に耕作されている。急傾斜地では乗用機械での作業ができない地域もあるほか、遊休農地化が進んでいる箇所も多い。また、まとまった農地であっても耕作されている箇所がまちまちであったり、一筆が小さく農地が点在している箇所がみられる。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため担い手が限られており、後継者不足も深刻な状態であるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。地区全体では鳥獣による被害が発生している。

【地域の基礎データ】認定農業者28経営体(個人26経営体、法人2経営体)) 主な作物:茶、自然薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

藁科地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ農業上の利用な農地を中心に集積・集約を進める。急傾斜地などで農業上の利用が困難な地域などは必要な保全管理を進める。

地域内で生産されている茶の生産と並行して、収益性の高い作物へ転換していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 336.82 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 265.32 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 清沢地区 (小島・鍵穴・寺島・坂本・赤沢・昼夜渡・下相俣・上相俣・久能尾・黒俣(中村)・三ツ野・峰山・中塚・蛇塚・杉尾) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

清沢地区の農地は河川や道路沿いに位置する農地を中心に耕作されており、傾斜地を上手に活用した茶の生産も行われている。乗用機械が使うことができないため集積が進まず、また、遊休農地化が進んでいる箇所も増えてきた。清沢地区では茶の生産と並行してレモンの栽培も行っており産地としてブランド化も図っている。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。なお、地区全体として鳥獣による被害が多く発生している。

【地域の基礎データ】認定農業者:個人5経営体 主な作物:茶、レモン

(2) 地域における農業の将来の在り方

清沢地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農業上の利用が図られる農地を中心に集積・集約を進める。一方、急傾斜地などで農業上の利用が困難な農地などは必要な保全管理を進める。

地域内で生産されている茶の生産を維持しつつ、レモンなどの収益性の高い作物への転換も検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 223.92 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 187.59 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大川地区 (坂ノ上・柄沢・日向・開拓・諸子沢・湯ノ島・崩野・檜尾・大間) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大川地区の農地は河川や道沿いに位置する農地を中心に耕作されており、傾斜を活用した茶を中心に生産が行われている。乗用機械が使うことができないため集積が進まず、また、遊休農地化が進んでいる箇所も多い。地区内の農業者は高齢化が進んでいるため担い手が限られており、後継者不足も深刻な状態であるため、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。また、地区内の人口減少により部農会の人数の減少など起きていることから、耕作がしやすい箇所に人を呼び込むための環境整備が必要である。また、地区全体では鳥獣による被害が発生している。

【地域の基礎データ】認定農業者個人2経営体 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

大川地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ農業上の利用な農地を中心に集積を進める。農業上の利用が困難な地域などは必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 210.06 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 160.24 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | しづはた地区 (本通・田町・安西・柳町・水道・井宮・籠上・松富上・松富上1区・松富下・下伝馬町新田・上伝馬町新田・与一右衛門新田・福田ヶ谷・下・門屋・牛妻・郷島・野田平・俵沢・俵峰・油島) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

しづはた地区における認定農業者の平均年齢は65.3歳であり、市内の認定農業者の平均年齢とほぼ同じである。しかし、高齢化と後継者不足が進行していることから将来を見据えると新規就農者の確保と育成は喫緊の課題である。地区内の農地は平地もあるものの、山間部に位置する農地が多く、遊休農地化した箇所も見られる。地域全体としてイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。

今後、地域内の農業を担う者が、効率的で持続的な農業経営を実現し、安定した収入が得られるよう、規模拡大に繋がる農地の集積や集約、基盤整備事業の活用などについて地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】

認定農業者:31経営体(個人26経営体、法人5経営体) 主な作物:茶、柑橘、いちご、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

しづはた地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心農業生産法人の参入も検討しながら地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地のうち農業上の利用が可能な農地を中心に集積・集約を進める。山間部については現在耕作がされている農地を守りつつ必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 197.68 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 191.42 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

以下の農地における農業用施設の新設について、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認する。

・静岡市葵区福田ヶ谷19-1 のうち一部 223m²

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦市街化区域と近接する農地があり、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。
- ⑧農産物の集出荷に必要な農業用施設を新設する。
- ⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 大河内地区 (有東木・渡・中平・平野・横山・蕨野・相渕) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大河内地区は葵区北部の中山間地域に位置する地区であり、有東木地区で生産されているワサビや地区全体で生産されている茶が主な作物である。近年、茶の生産を行う若手の農業生産法人が参入するなど地域農業の発展に明るい兆しを見せる一方で、農業者の高齢化は深刻であり、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。また地区全体としてイノシシやシカをはじめとした獣害も多く発生している。
【地域の基礎データ】認定農業者:11名(個人10名、法人1名) 主な作物:山葵、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

大河内地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、農業上の利用を図る農地を中心に集積を進める。農業上の利用が困難な農地等は必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 112.37 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 93.66 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 梅ヶ島地区 (藤代・入島・関の沢・本村・戸持・大代・赤水・温泉・新田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市内を流れる安倍川の源流部である梅ヶ島地区は、以前から茶の生産が盛んに行われてきたが、農業者の高齢化の進行により、将来的に新規就農者等の担い手の確保や育成は喫緊の課題である。急傾斜地も多く、一部は耕作がされていない農地も見受けられる。

また地区全体としてイノシシやシカ、猿やカモシカ等の獣害も多く報告されている。

【地域の基礎データ】認定農業者:2経営体(個人2名) 主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を維持していくため、農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、農業上の利用を図る農地を中心に集積を検討し、農業上の利用が困難な農地は必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 270.09 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 62.19 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、個体の発生を抑えるために遊休農地の適切な管理等を進める。

⑩効率化及び機械化を図るため、基盤整備事業の活用により農地や耕作道の整備を進める。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 東部地区 (田中・柳新田・大岩下・安東の東・安東の西・大岩上・長沼南・長沼北・古庄・柚木・瓦場・南口・南中・南奥・有永・羽高・北一・北二・東・池ヶ谷・上足洗・沓谷・千代田・上土・川合本田・川合本村・南沼上・北沼上・則沢・錢座・瀬名川・瀬名・長尾・平山) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東部地区は、平坦地においては施設野菜や露地野菜、水稻などの生産が行われているが、山間地では耕作がされていない農地も散見されている。また、地区全体として農業者の高齢化が進行しており、将来的に新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、地域内の農業を担う者が、効率的で持続的な農業経営を実現し、安定した収入が得られるよう、規模拡大に繋がる農地の集積や集約、基盤整備事業の活用などについて地域全体で検討していく必要がある。

併せて、令和4年9月の台風15号による土砂崩れや排水設備の不良が未だに続いている地区もあり、農業経営に大きく影響を与えているため、それらの対応も必要となっている。

【地域の基礎データ】

認定農業者:36経営体(個人35経営体、法人1経営体) 主な作物:施設野菜、露地野菜、水稻、柑橘など

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進していく、農業法人等の参入を視野に入れつつ、地域内の農業を担う者を地域内に限らず確保していくことで東部地区の生産基盤の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 792.73 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 777.21 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 南部地区 (有東・小鹿・池田・聖一色・栗原・国吉田・曲金・小黒・八幡・中吉田・谷田・平沢・西平松・中平松・青沢・古宿・安居・根古屋) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の南部に位置しており、駿河湾に面した沿岸部は古くから石垣イチゴや葉ショウガの産地として発展してきた。一方、内陸部では果樹や野菜をはじめとした様々な作物が生産されている。地区内は基盤整備地をはじめとした平坦な農地がみられるが、傾斜地に位置する農地も多くイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。農業者の高齢化や減少、後継者不足も進行しており、将来的な担い手の確保は解決すべき大きな課題であると言える。

【地域の基礎データ】認定農業者:37名(個人35名、法人2名) 主な作物:イチゴ、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を担う者(担い手)がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進しながら、地域の農業を担う者を地域内に限らず確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 132.17 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 126.73 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ等の鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 長田地区 (向敷地・手越・手越原・寺田・鎌田・上川原・丸子新田・東新田・下川原・広野・小坂・大和田・青木・石部・用宗・宇津ノ谷・逆川・赤目ヶ谷・舟川・二軒屋・大鉢・元宿・泉ヶ谷・丸子(一丁目~五丁目)・沢川・戸斗ノ谷・宗小路・細工所・井尻・佐渡) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

静岡市の西に位置する長田地区は、沿岸部における果樹、傾斜地を活用した柑橘やお茶、平坦地においては施設野菜や露地野菜などの多様な作物が生産されている。

特に全国一、二を争う早出しの桃の産地として知られる”長田の桃”や、日当たりのよい傾斜地で生産される小坂のみかん、丸子地区で生産されているお茶など静岡市を代表する作物を多く生産する地区である。

その一方で、地区全体として農業者の高齢化や減少も進行しており、将来的な担い手の確保(特に新規就農者の確保や育成)は解決すべき大きな課題であると言える。また、小規模の基盤整備を行うことにより地域の農業を担う担い手の作業の効率化や規模拡大につながるような将来的なビジョンを描くことも必要である。

【地域の基礎データ】

認定農業者 26経営体(個人25経営体、法人1経営体) 主な作物:果樹、柑橘、茶、施設野菜 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の農業を担う者(担い手)がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進しながら、地域の農業を担う者を地域内に限らず確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 321.25 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 314.30 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 全国一、二の早出しの桃として知られる”長田の桃”の産地維持や収量拡大に向けた担い手の確保や基盤の整備を検討する。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩ 農作業の効率化や機械化による省力化を図るため、園内道の整備などを検討・推進する。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 清水地区 (船越・南矢部・北矢部・村松原・村松中・村松南・妙音寺・宮加三・追分・辻・入江・入江岡・上清水・下清水(北、南)) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

清水地区は基盤整備地(矢部地区)を中心に柑橘や施設野菜(イチゴ)の生産が盛んに行われている地区で、地区内の認定農業者の平均年齢は67.8歳と、市内の他地区と比較するとやや高めである。担い手の高齢化や減少は顕著であり、将来的な担い手の確保(特に新規就農者の確保や育成)は、解決すべき大きな課題である。

このような中、地区内の船越地区では大規模な基盤整備事業が進められており、農地の集積や集約のほか、新たな担い手の確保・育成に向けた環境が整う予定である。

一方、耕作がされていない農地が存在することも事実であり、意欲ある担い手に対して集積・集約を図っていく必要がある。

【地域の基礎データ】

認定農業者:50経営体(個人45経営体、法人5経営体) 主な作物:柑橘、施設野菜(イチゴ)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

柑橘や施設野菜(イチゴ)の生産を中心に地域の農業を担う者(担い手)がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積・集約を推進しながら、地域の農業を担う者を地域内に限らず確保する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 189.09 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 126.22 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑤ 柑橘の生産基盤を将来に継承していくため、担い手の確保や育成について行政やJAと連携して検討し推進する。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩ 農作業の効率化や機械化による省力化を図るため、園内道の整備などを検討・推進する。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 有度地区 (吉川・七ツ新屋・長崎新田・長崎・楠・楠新田・中之郷・谷田・一里山・草薙街道・草薙 奥・上原・馬走・有東坂・渋川・北脇・北脇新田・堀込) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

有度地区における認定農業者の平均年齢は65.1歳であり、他地区と比較するとやや低めではあるが、75歳以上の高齢層も一定数おり、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、基盤整備の実施について等、地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者21経営体(個人20経営体、法人1経営体) 主な作物:茶、柑橘等

(2) 地域における農業の将来の在り方

有度地区で古くから生産されている柑橘や茶の生産基盤の維持を図るため、地域の農業を担う担い手を地域内に限らず確保していく。

また、現在の担い手の耕作地が分散している状況から、それらの担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積や集約を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 73.54 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 59.47 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ、ハクビシン等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 有度地区では古くから柑橘の生産も盛んに行われてきたが、それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も数多く存在する有度地区において、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 駒越地区 (駒越西・駒越東・増・蛇塚) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

駒越地区はイチゴや枝豆など、施設野菜を中心とした生産が行われている地区であり、地区内の認定農業者の平均年齢は66.6歳である。これは、市内の他地区における認定農業者の平均年齢と比較するとやや高くなっている。

地区内の農地は沿岸部と国道150号線を境にした内陸部に大別されるが、農業振興地域内農用地区域内農地(青地)は沿岸部に多く広がっており、場所によっては整地や整備を行うことで新規就農者が参入することができる農地を確保できる可能性がある。一方、内陸部の急傾斜地では生産効率の低さや作業が困難であることを理由に農業を辞めてしまう農業者もいる。

地区全体としては、後継者が不足している中で高齢化も進行しており、新たな担い手の確保は大きな課題であるとの認識の下、県の”がんばる新農業人支援事業”を活用した新規就農者の育成事業にも取り組んでいく。

【地域の基礎データ】

認定農業者:32経営体(個人32経営体) 主な作物:施設野菜(イチゴ・枝豆など)、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ平坦な農地を中心に集積・集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 60.60 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 58.74 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシや、ハクビシン等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩ 農作業の効率化や機械化による省力化を図るため、園内道の整備などを検討・推進する。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 三保地区 (三保一区～四区・宮方・折戸西・折戸東・塚間) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

三保半島をエリアとする三保地区は、徳川家康が好んだとされる「折戸なす」の生産が行われるなど、古くから農業が行われてきた地区である。現在では、トマトなどの施設野菜の生産を中心に行われ、地区内の認定農業者の平均年齢は59.9歳と市内の他地区と比較しても年齢層は低く、意欲ある担い手も多いが、後継者のいない農業者の高齢化による担い手の減少も見受けられる。このことから、地域の農業を守り、維持していくため、新たな担い手の確保・育成に向けた取り組みも行われている。

一方、世界文化遺産・富士山の構成資産の1つとして登録されている「三保松原」を中心に地区内には多くの”松”が植えられており、その葉による施設の損傷や、松葉による日照の遮断、木・落葉の処分に要する負担など、松が地区の農業に与える影響は大きなものがある。また、地区内の農地所有者のおよそ6割は非農家であり、将来的な農地の利活用の方向性が不透明であることは地区が抱える大きな課題である。

【地域の基礎データ】認定農業者 22経営体(個人20、法人2) 主な作物:施設野菜(トマト・エダマメ)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、トマトなどの施設野菜の生産において担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地を中心に集積・集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 46.60 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 45.45 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① ハクビシン、タヌキ等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。また、一体的な防止策を行っていく。
- ⑩ 農作業の効率化や機械化による省力化を図るため、園内道の整備や小規模の基盤整備について検討する。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 高部地区 (梅ヶ谷・柏尾・押切・大内新田・能島・大内・鳥坂) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

高部地区における認定農業者の平均年齢は65.4歳であり市内の認定農業者と比較するとやや高く、75歳以上の農業者もあり、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

地区内の農地は平坦な農地もあるが、山間部の農地が多く急傾斜地などでは放棄されている農地も散見される。

このため、地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積、集約について、地域全体で検討していく必要がある。

また、令和4年9月に見舞われた台風被害を受け、土砂崩れによる農業の廃止や排水の不備が未だに続いていることや、地区全体としてイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害があり、農業経営へ悪影響をもたらしている。

【地域の基礎データ】認定農業者:16名(個人16名) 主な作物:野菜、柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

高部地区で生産されている野菜や柑橘などの作物の生産基盤の維持を図るため、地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。

また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地を中心に集約・集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 73.20 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 72.73 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ等の鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 飯田地区 (高橋町・天王町・山原・下野・蜂ヶ谷・石川・八坂町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

飯田地区における認定農業者の平均年齢は66.5歳であり市内の認定農業者と比較するとやや高く、75歳以上の農業者もあり、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

地区内の農地は山間部の農地が多く急傾斜地などでは放棄されている農地も散見されるほか、地区全体としてイノシシやシカをはじめとした鳥獣被害の影響が深刻である。

【地域の基礎データ】認定農業者:8名(個人7名、法人1名) 主な作物:柑橘、花木

(2) 地域における農業の将来の在り方

飯田地区で生産されている作物の生産基盤の維持を図るため、地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。

また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地を中心に集約・集積を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 37.65 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 36.60 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ等の鳥獣被害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 庵原地区 (草ヶ谷・尾羽・山切・庵原第1~3・原・伊佐布・吉原・杉山・広瀬・茂畑) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

庵原地区は清水区内において、農業が盛んに行われている地区の1つであり、地区内の認定農業者の平均年齢は62.1歳である。生産意欲の高い担い手が多い地区でもあるほか、基盤整備地を有効活用した柑橘生産が盛んに行われている。

その一方で、担い手の高齢化は庵原地区でも進んでおり、耕作されない農地が今後増えていくことが懸念されている。また、鳥獣被害も他の地区と同じように深刻であるため、その対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】認定農業者:139名(個人133経営体、法人6経営体) 主な作物:柑橘、茶、花木、施設野菜 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内に複数存在する基盤整備地を中心に清水を代表する作物である柑橘の生産を軸に、古くから盛んに生産されている茶のほか、昨今、生産者が増えている桜や桜などの花木の生産により将来を担う新たな担い手の育成を進めていく。このほか、基盤整備地以外でも平坦な農地については、収益性の高いイチゴの生産者も確保・育成していく。

なお、担い手の耕作地が分散している状況もあるため、それらの担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、小規模の基盤整備事業の活用も視野に入れ、農地の集積や集約を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 810.52 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 668.67 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ、ハクビシン等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 庵原地区では盛んに行われている柑橘の生産について、それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。
- ⑦ 市街化区域と接する農地も数多く存在する。このような農地を効率的に活用しながら安定した収益を確保するため、施設野菜(イチゴ等)の生産を促進する取り組みの方向も検討する。
- ⑧ 柑橘生産においては貯蔵施設は必須である。地域の複数の農業者が共同で利活用できる施設の設置に向けた検討や調整も進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 袖師地区 (西久保・横砂・上嶺・下嶺) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

袖師地区における認定農業者の平均年齢は59.2歳であり、他地区と比較しても年齢層としては低い。その一方で、75歳以上の高齢層もいる中において、将来を見据えると新規就農者の確保や育成、農地の集積や集約は避けて通ることのできない課題である。

袖師地区は市街化区域と隣接した農地も多いほか、急傾斜地の農地は耕作が困難となっている箇所も見受けられる。このような農地を将来的にどのようにしていくのか、といった点についても検討を重ねる必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者:4名(個人4名) 主な作物:柑橘、施設野菜、花き等

(2) 地域における農業の将来の在り方

袖師地区で昔から生産されている柑橘の生産基盤の維持や、収益性の高い施設野菜(イチゴ)等による地域の農業を担う手を地域内に限らず確保していく。

また、現在の担い手の耕作地が分散している状況から、それらの担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積や集約を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 24.50 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 22.01 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ、ハクビシン等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 袖師地区では古くから柑橘の生産も盛んに行われてきたが、それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。
- ⑦ 市街化区域と近接する農地も数多く存在するため、限られた面積で収益性の高い作物を生産するための取り組みを検討する。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 興津地区 (興津清見寺町、興津本町、興津中町、八木間町、谷津町、興津東町、興津井上町、承元寺町) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

興津地区における認定農業者の平均年齢は63.1歳であり、市全体の認定農業者の平均年齢とほぼ同じである。しかし、後継者不足は明らかで将来を見据えると新規就農者の確保と育成は喫緊の課題である。

地区内の農地は長山土地改良区をはじめとした平坦な農地がみられる。一方で山間部の農地は急傾斜地が多く、そこでは放棄された農地も多く発生している。また、地区全体としてイノシシ、シカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。

【地域の基礎データ】認定農業者:14名(個人14経営体)、主な作物:柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

興津地区で主に生産されている柑橘の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地かつ平坦な農地を中心に集積・集約を進める。山間部については現在耕作がされている農地を守りつつ必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 176.54 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 176.50 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや、シカ等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑦市街化区域と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 小島地区 (後山古住田・宍原・坂本・瀬戸・中部・南部・但沼・立花・小島) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小島地区における認定農業者の平均年齢は64.4歳であり、市内の認定農業者の平均年齢とほぼ同じである。しかし、後継者が不足していることから将来を見据えると新規就農者の確保と育成は喫緊の課題である。地区内の農地は加瀬沢土地改良区をはじめとした平坦な農地もあるが、その一方で山間部の農地は急傾斜地が多く、耕作放棄された農地も多く発生しているだけでなく、全体としてイノシシ、シカをはじめとした鳥獣被害の影響を大きく受けている。

【地域の基礎データ】認定農業者:個人24名、主な作物:柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

小島地区で生産されている柑橘の生産基盤の維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地のうち農業上の利用が可能な農地を中心に集積・集約を進める。山間部については現在耕作がされている農地を守りつつ必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 200.76 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 200.76 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや、シカ等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。

⑦住宅地と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 両河内地区 (清地・高瀬・中河内1区・遠呂島・木山野・神沢原・板井沢・樽・湯沢・和田島・高山・茂野島・葛沢・土・布沢・西里・河内・大平) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

両河内地区における認定農業者の平均年齢は58.8歳であり、市内の認定農業者の平均年齢よりも低いが、後継者不足は深刻であり、地区の農業の将来を見据えると新規就農者の確保と育成は喫緊の課題である。地区内には茶生産を行い法人もいくつかあり、それらを中心とした地域農業の発展も可能性がある。
地区内の農地は平坦な農地がみられる一方で山間部の農地は急傾斜地が多く、そこでは生産がされていない農地も多く発生している。また、地区全体としてイノシシ、シカをはじめとした鳥獣被害の影響がある。
【地域の基礎データ】認定農業者:14名(個人13名、法人1名)、主な作物:茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

茶をはじめとした両河内地区で生産されている作物の生産基盤及びブランドの維持を図るため、今後も農業上の利用が可能な農地を中心に地域の農業の担い手を地域内に限らず確保していく。また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、農用地のうち農業上の利用が可能な農地を中心に集積・集約を進める。山間部については現在耕作がされている農地を守りつつ必要な保全管理を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 311.07 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 215.80 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業の効率化と遊休農地の適切な管理のため、農作業委託を受ける者について地域内外で連携を進めていく。

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや、シカ等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置を進める。

⑦住宅地と近接する農地も多く、災害や鳥獣被害発生の防止という観点から、農地の適切な保全や管理についての共通認識を図っていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 由比地区 (由比・北田・町屋原・今宿・平・寺尾・東倉沢・西倉沢・西山寺・阿僧・白井沢・東山寺・室野・入山) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

由比地区では農業者の高齢化や後継者不足が急速に進行しており、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、今後の地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られるような農業経営を実現するため、農地の集積や集約のほか、基盤整備の実施について地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者:19経営体(個人19経営体) 主な作物:柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

由比地区で生産されている柑橘等の生産基盤の維持を図るため、地域の農業を担う担い手を地域内に限らず確保していく。

また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地集積・集約を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 298.21 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 253.57 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩由比地区では古くから柑橘の生産が盛んに行われてきており、ビワやブドウなど果樹類の生産も行われている。それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。

⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。

07 静 経 農 農 利 第 512 号
令 和 8 年 1 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、協議します。

静岡市長 難波 喬司

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 静岡市 (221007) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 蒲原地区 (神沢・堰沢・中・小金・新田・西町・善福寺・堀川・棚・本町・天王町・八幡町・諏訪町・新諏訪・蒲原) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 年 月 日 (第 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

蒲原地区では農業者の高齢化や後継者不足が急速に進行しており、将来を見据えると新規就農者の確保や育成は喫緊の課題である。

このため、地域農業を担う担い手が効率的で安定的な収入を得られる農業経営を実現するため、農地の集積や集約等について地域全体で検討していく必要がある。

【地域の基礎データ】認定農業者14経営体(個人12経営体、法人2経営体) 主な作物:柑橘

(2) 地域における農業の将来の在り方

蒲原地区で生産されている柑橘等の生産基盤の維持を図るため、地域の農業を担う担い手を地域内に限らず確保していく。

また、担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、基盤整備や農地の集積及び集約を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積 | 180.36 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 151.24 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者（半農半X等）等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|-------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ、サル等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。

⑩蒲原地区では古くから柑橘の生産が盛んに行われてきており、ビワやブドウなど果樹類の生産も行われている。それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。

⑩効率化及び機械化を図るため、道路整備などを進めていく。